

令和2年宇治田原町議会運営委員会

令和2年11月26日

午前10時開議

議事日程

日程第1 令和2年第4回（12月）定例会について

- ①署名議員について
- ②会期について
- ③諸報告について
- ④再開日について
- ⑤常任委員会の日程について
- ⑥予算特別委員会の設置及び日程について
- ⑦提出議案について
- ⑧選任・任命同意に係る所信聴取について
- ⑨議事日程（第1号）について
- ⑩要望書について
- ⑪行政諸報告について
- ⑫その他

日程第2 その他

1. 出席委員

委員長	9番	馬場	哉	委員
副委員長	7番	藤本	英樹	委員
	1番	浅田	晃弘	委員
	4番	山本	精	委員
	5番	山内	実貴子	委員
	12番	谷口	整	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長 山下康之君
総務担当理事 奥谷明君
企画財政課長 村山和弘君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 矢野里志君
庶務係長 太田智子君

開 会 午前10時00分

○委員長（馬場 哉） 皆さん、おはようございます。

今日は、議会運営委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただきありがとうございます。このたび、議会運営委員会委員長を務めさせていただくことになりました。

何分不慣れでございますので、藤本副委員長、また委員各位、行政職員の皆様方のご協力を賜りながら、スムーズに進行できますようにしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、藤本副委員長より挨拶をいただきます。

○副委員長（藤本英樹） 改めまして皆さん、おはようございます。

馬場委員長を補助しながら、スムーズな委員会運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（馬場 哉） 本日の委員会は、令和2年第4回定例会における議会運営につきまして、お手元に配付しております会議日程によりご協議をお願いいたします。

ここで、副町長からご挨拶をお願いします。

副町長。

○副町長（山下康之） 皆さん、改めましておはようございます。

今日は、議会運営委員会開催いただきまして誠にありがとうございます。

一言ご挨拶を申し上げたいというふうに思います。

その前に、過日の町議会議員選挙におきましては、ご当選、皆さん大変おめでとうございます。今後どうぞよろしくお願い申し上げます。

そうした中で、臨時議会11月16日に行われた中におきまして、谷口議長のもとに、新しい体制のもとでスタートいただけるということで、どうぞよろしくお願いしたいというふうに思います。

そうした中、今日は初めて議会運営委員会を開催をいただきまして、馬場委員長、藤本副委員長のもと、大変お世話になりますけれども、各委員の皆さんも含めまして、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

もう日にちが経つのも早いもので、令和2年もスタートいたしましてもうひと月余りで終わろうかと、そういうふうな状況になっております。町の中でも、柿屋が建ち並び、古老柿も顔を出してきたというような状況の中で、本当にもう師走やなど、こう思うようなときでございますけれども、そういった中、大変、全国、また世界で広がっており

ます新型コロナウイルスの感染対策につきましても、宇治田原町では、本当に議員の皆様はじめ、住民の皆さんのおかげで、今、感染者は0ということで本当に喜んでいるところでございますけれども、気を引き締めて感染防止対策にはしっかりと対応していきたいというふうにも思っているところでございますけれども、昨日も関西では475人の感染者が出たということで、そのうち京都では31名、また近くの宇治市、城陽市でも出ていると、このようにも報道されている中、特に大阪辺りは、何ともう東京より上回る感染者が増えたり、あるいは、また8日連続200人を超えているというようなことも言われておりまして、非常に第3波の大きな波が来ていると併せまして、テレビでは、この3週間が非常に大きな山場だということも言われている中で、それによって、年の瀬、あるいはまた新しい新年がうまく迎えられるように、そういう中で、この3週間が非常に大きな山場だと言われております。

そういった面で、町といたしましても、しっかり住民の皆さんに感染予防対策をしていただくということで、11月22日に住民の皆さんに手洗い、うがい、マスクの着用、こういったことをもう一度、再確認の意味でも周知させていただきまして、しっかりと住民の皆さんに啓発をする中で、予防対策に取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、また議員の皆さんにおかれても、いろんな角度からご支援、ご指導を引き続きよろしくお願ひしたいというふうに思います。

そういった中で、今日の議会運営委員会の中では、12月議会のいろいろ定例会お世話になるわけでございますけれども、町といたしましては14議案、表彰1件、予算関係5件、全て補正でございますけれども、それと条例関係4件と一般議案が1件、人事関係が3件ということでお願いをしていくわけでございますけれども、また後ほど提案の説明もさせていただきますけれども、どうぞよろしくお願ひを申し上げたいというふうに思います。

結びにあたりまして、本当に日照時間も短くなっている非常に慌ただしいときではございますけれども、本当に寒さも厳しくなり、大変体の体調も壊しやすい時期ではございますけれども、委員各位におかれましては、お体には十分ご自愛をいただきまして、ますますご活躍を賜りますよう心からご祈念申し上げます、開会にあたりましてのご挨拶、お願ひ等に代えさせていただきますと思います。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

○委員長（馬場 哉） ありがとうございます。

では、これより議事に入ります。

日程第1、令和2年第4回（12月）定例会についてを議題といたします。

署名議員について、事務局からお願いをいたします。

矢野事務局長。

○事務局長（矢野里志） 改めましておはようございます。

会議録署名議員の指名でございますが、今議会につきましては、1番、浅田晃弘議員、11番、今西利行議員にお願いをしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（馬場 哉） 続きまして、会期について、日程については各委員の席に配付しております。

会期については、12月3日から12月17日までの15日間といたします。

続きまして、諸報告について、こちらについては3件の要望書が出ております。

1つは、府の商工会、町商工会の件について資料がつけてございます。町の建設業協会についても、資料をつけております。この要望の扱いにつきましては、後ほど協議をいただきたいと思いますと思っております。

続きまして、4番目、再開日について。

再開日は8日火曜日、午前10時から一般質問の1日目、9日水曜日の午前10時から一般質問の2日目、17日の木曜日の午前10時が閉会予定でございます。

5番の常任委員会の日程についてでございます。

10日木曜日午前10時より総務建設常任委員会、11日金曜日午前10時より文教厚生常任委員会。

続きまして、6番の予算特別委員会の設置及び日程についてでございます。

予算特別委員会については、開会日に、設置についての決議を別紙のとおり議会運営委員会で提出し、全議員12人で設置をいたしたいと思っております。日程は、14日月曜日午前10時、この日程でいきたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ありがとうございます。異議なしと認め、この日程で決定をいたします。

続きまして、提出議案についてでございます。

当局より議案説明をお願いしたいと思います。

山下副町長。

○副町長（山下康之） それでは、本12月定例会にお願いいたします議案につきまして、

説明のほうを大変申し訳ないですけれども、着座にて説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

全部で14議案、今回お願いするということで、議案の第83号から随時、議案内容の概要についての説明をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、議案第83号につきましてです。

宇治田原町自治功労者の表彰についてということで、今回、田中修氏並びに原田周一氏の両氏は、平成20年11月15日から令和2年11月14日までの12年間の長きにわたり、町議会議員の職にあったために、宇治田原町自治功労者表彰条例の第2条第3項の規定により、表彰をさせていただくものでございます。

続きまして、議案第84号、令和2年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）でございます。これにつきましては、主に今回、議会のほうでもご理解賜りました人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う職員の人件費の補正をはじめ、新市街地都市公園の整備事業費や、地域公共交通の事業者支援事業を今回補正をお願いするものでございまして、補正額はマイナスの129万7,000円の減額の補正をお願いするものでございます。

主要な事業につきましては、お手元に配付させていただいております主要事項調書及び、それぞれの議案の後ろに12月補正予算の第4号の概要というのを挙げさせていただいておりますので、またこちらのほうを熟知をお願いをしていきたいと思っております。

主な事業につきましては、先ほど申し上げました人事院勧告に基づく給与改定、あるいは人事異動等による人件費の補正が基本でございますけれども、それ以外には、ふるさと納税の推進事業費で154万円の追加、あるいはまた地域公共交通事業者の支援事業費25万3,000円の追加、それと新市街地都市公園の整備事業費の2,036万6,000円、これは組み替えによるものもございすけれども、それをすべて合わせまして、今回は129万7,000円の減額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第85号、令和2年度宇治田原町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）につきましては、これも人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う職員の人件費等を補正するものでございます。補正額が159万9,000円の減額の補正を今回お願いするものでございます。

続きまして、議案第86号、令和2年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）、これにつきましても、保険事業勘定のほうで、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う職員の人件費等を補正するものでございまして、補正額が10万

2, 000円の減額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第87号、令和2年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。これにつきましても、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う職員の人件費を補正するものでございます。収益的支出では9万3,000円の補正の減額、資本的支出の部につきましても、補正予算額が9万3,000円の減額、そういったもので今回お願いをしているものでございます。

続きまして、議案第88号、令和2年度宇治田原町下水道事業会計補正予算（第2号）、これについても、人事院勧告に基づきます給与改定及び人事異動等に伴う職員の人件費を補正するものでございます。収益的収入の中の補正予算額については140万1,000円の減額、支出については補正予算額がマイナス137万7,000円の減額、資本的支出についての補正予算額はマイナス2万4,000円の減額でございます。

続きまして、議案第89号、宇治田原町議会議員及び宇治田原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定するについてということで、公職選挙法の一部を改正する法律が公布されたことから、改正法の趣旨に基づき、選挙の立候補に係る環境改善のため、選挙運動の公費負担について必要な事項を定めるものでございます。先ほど、一般会計のところでもいろいろ補正申し上げましたけれども、概要の中にも挙げておりますけれども、町長選の執行費についても、こういった法改正に基づきまして213万2,000円の追加をさせていただいているものでございます。

続きまして、議案第90号、宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについてでございます。これについては、令和2年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律が、令和3年、来年の1月1日から施行されることに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。改正内容については、延滞金算出の際に用いる割合の名称等を変更するものでございます。

続きまして、議案第91号、宇治田原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてでございます。これについても、先ほどと同じく、令和2年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律が令和3年1月1日から施行されることに伴いまして、本条例についての所要の改正を行うものでございます。改正内容は、延滞金算出の際に用いる割合の名称等を変更するものでございます。先ほどの介護保険条例と同じでございます。

続きまして、議案第92号、宇治田原町インターチェンジ周辺環境保全特別用途地区

条例の一部を改正する条例を制定するについてでございます。これについては、建築基準法が一部改正されたことに伴いまして、項ずれが生じたことから所要の改正を行うものでございます。

続いて、議案第93号、京都市市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び京都市市町村職員退職手当組合同約の変更についてということです。

京都府の市町村職員の退職手当組合を組織する地方公共団体に、相楽東部の広域連合を加えて組合同約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得ようとさせていただくものでございます。

続きまして、議案第94号でございます。宇治田原町の公平委員会委員の選任についてということで、現在、公平委員会委員である谷川利明氏の任期が令和2年12月21日をもって満了となることから、同氏を再任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第95号、宇治田原町公平委員会委員の選任について。現公平委員会委員である植村良信氏の任期が令和2年12月21日をもって満了となることから、両氏を再任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。なお、植村良信氏は、任期は全て4年でございますけれども、前に受けていただいたときは残任の2年間を受けていただいておりますので、今回ちょうど任期満了ということで、引き続いてこの方を再任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

それから、議案第96号、宇治田原町教育委員会委員の任命についてということで、現の教育委員会委員である杉野三千代氏の任期が令和2年12月20日で満了となることから、両氏を再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。なお、この方については、保護者枠でお願いをいたしてございまして、また引き続いてお願いをしたいと、このように思っているところでございます。

以上が、今議会にお願いをいたします14議案でございます。表彰関係、予算関係、条例関係、一般関係議案、また人事関係でございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げ、ご可決、また、ご同意を賜りますようよろしくお願ひ申し上げまして、今議会にお願いいたしました議案の概要説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○委員長（馬場 哉） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、委員から質疑を受けたいと思います。

何かございませんか。

ありませんか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長（馬場 哉） では、以上で提出議案について終わりたいと思います。

続きまして、日程の8番目ですけれども、選任及び任命同意に係る所信聴取についてでございますが、申し合せ事項でありますように、選任同意に係る人事案件の所信についての聴取の有無については、議会運営委員会において、協議、決定することとなっております、状況に応じてということですが、今回の案件についてはどのようにするかをお諮りいたしたいと思います。いかがいたしましょうか。

藤本副委員長。

○副委員長（藤本英樹） 今回は副町長とか教育長とか監査委員ではないので、招致しないという方向でいいと思います。

○委員長（馬場 哉） ほかに意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（馬場 哉） では、今回の公平委員の選任及び教育委員会委員の任命については、所信聴取を行わないことで決定をいたします。

所信聴取の件については、これで終わりたいと思います。

続きまして、9番目の議事日程（第1号）について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

矢野事務局長。

○事務局長（矢野里志） それでは、お手元に配付をさせていただきます令和2年第4回宇治田原町議会定例会議事日程（第1号）についてご説明をさせていただきます。

令和2年12月3日木曜日午前10時が開議でございます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名につきましては、先ほどご説明申し上げましたように、1番、浅田議員、11番、今西議員にお願いをさせていただき予定としております。

日程第2の会期の決定でございますが、これにつきましても、先ほど委員長のほうからご確認をいただきました12月3日から12月17日までの15日間とさせていただきますたく思っております。

日程第3、諸報告でございますが、お手元にお配りをしております要望書3件がござ

いますので、後ほどご協議をいただければと思っております。その後、町長のほうから開会の挨拶が入る予定となっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

日程第4、決議第2号、予算特別委員会設置についての決議案につきましては、議会運営委員会の馬場委員長より提案理由の説明を行っていただいた後、質疑、討論、採決という運びを予定をしているところでございます。なお、決議案につきましては、お手元のほうに配付のとおりでございます。その後、暫時休憩をいたしまして、委員会室におきまして正副委員長の選任をしていただきます。その後、また本会議場に戻っていただきます。日程第5から日程第18までが提出議案になるわけでございますが、日程第5、議案第83号の自治功労者の表彰につきましては、原田議員が除斥となりますので、原田議員除斥の後、提案、質疑、採決をさせていただきたいというふうに考えております。

日程第6及び日程第7、議案第94号、95号の公平委員会委員の選任につきましては、一括提案を予定しております。先ほどお諮りいただきましたように招致しないこととなりましたので、開会日の議事日程が終了した後、全員協議会を開催いただき、協議させていただきたいというふうに考えております。質疑、討論、採決は最終日に予定しております。

日程第8、議案第96号の教育委員会委員の任命につきましても、先ほどお諮りいただきましたように招致しないこととなりましたので、提案のみとし、先ほどと同様、開会日の全員協議会において協議させていただきたいというふうに考えております。質疑、討論、採決は最終日に予定しております。

日程第9から日程第18までの条例関係3件、一般議案1件、補正予算5件、また、補正予算を伴います条例制定1件の合計10議案につきましては、一括提案を予定させていただいております。なお、この10議案につきましては、お手元のほうに付託議案の一覧をお配りをさせていただいておりますが、議案第92号、93号の2議案につきましては総務建設常任委員会へ、議案第90号、91号の2議案につきましては文教厚生常任委員会へ、議案第84号から88号までの一般会計、国民健康保険、介護保険、水道、下水道の5件の補正予算、また、補正予算に関連いたします議案第89号の選挙運動の公費負担に関する条例制定につきましては、予算特別委員会に付託を予定しております。いずれにつきましても、付託前質疑後、それぞれの委員会へ付託をさせていただきたく考えているところでございます。

議事日程（第1号）につきましても説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い

いたします。

- 委員長（馬場 哉） 説明が終わりましたので、委員から質疑を受けたいと思います。
何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（馬場 哉） よろしいですか。

では、議事日程（第1号）について終わりたいと思います。

続きまして、日程の10番目、要望書についてでございますが、お手元に配付しております要望3件の受付をしております。

1つ目につきましては、町建設業協会、2つ目が府の商工会、3つ目が町の商工会でございます。

この要望3件については、どのように対応すればいいか検討をお願いしたいと思えます。

ちなみに府商工会及び町商工会の要望の件につきましては、毎年提出されておりました、議場配付としておるものでございますけれども、町建設業協会の要望書につきましても、前回は議場配付をしているというところでございます。

これにつきまして何かご意見はございませんでしょうか。

浅田委員。

- 委員（浅田晃弘） 前回どおり議場配付でいいのかなと思います。

- 委員長（馬場 哉） ただいまご意見頂戴いたしました。

それでは、3日に議場配付することとしてよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（馬場 哉） では、3日に議場配付といたしたいと思えます。

続きまして、行政諸報告についてでございます。

全員協議会での報告内容について、説明をお願いしたいと思います。

奥谷総務担当理事。

- 総務担当理事（奥谷 明） 失礼いたします。

私のほうから全員協議会での報告内容につきまして、お願いを申し上げたいと存じます。

まず、12月3日、開会日の全員協議会におきましては、町側からの報告事項等につきましては、今のところ予定しておらないところでございます。

次に、12月17日、閉会日の全員協議会でご報告申し上げたい案件が3件ございます。

まず1つが、1,000万円以上の建設工事等請負契約の状況についてがまず1点。

それから、2つ目が、例年この12月議会でご報告、ご説明申し上げております宇治田原町の財政状況、いわゆる財政シミュレーションにつきまして、ご説明を申し上げたいと存じます。

それと3点目が、これも例年12月にご説明させていただいております宇治田原町第6次行政改革大綱実施計画、今年度実施いたしました第2次ローリング及び先般、外部評価委員会の評価もいただいておりますので、その外部評価につきまして、合わせてご説明、ご報告を申し上げたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（馬場 哉） ありがとうございます。

ただいまの行政諸報告につきましては、開会日の12月3日の全員協議会では報告事項なしということです。

閉会日の12月17日の全員協議会では、建設工事等請負契約の状況について、それから宇治田原町の財政状況（財政シミュレーション）について、3つ目が、宇治田原町第6次行政改革大綱・実施計画（第2次ローリング）及び外部評価についてですが、この3点につきまして、報告を願うことといたします。

続きまして、日程の12番、その他についてでございます。

一般質問については、一般質問の受付は、明日27日金曜日午前8時30分から午後5時及び30日月曜日午前8時30分から午後5時となっております。

抽選につきましては、通常2日目の午前9時からとしておりますが、今回は城南衛生管理組合議会があるために、30日月曜日の午前8時30分から行うことといたします。

その他の2件目、新型コロナウイルス感染症対応についてでございますが、12月定例会についても、9月の定例会及び11月臨時会に引き続きの対応とし、議場等の開放、傍聴は本議会が15人、各委員会が3人、議員による委員会の傍聴は会議室301で行うことといたします。なお、一般質問の当局側の出席者につきましては、9月定例会同様、最小限の人数にとどめることとし、関係管理職の出席としたいと思います。

続きまして、会議規則の改正についてでございます。

本議会における電子表決システム導入による表決方法の変更に伴い、会議規則を改正するものであり、現在の起立、または挙手による表決を常とするものを、電子表決シス

テムによる表決を常とするものとするように改正を行うものでございます。改正案を作成しましたので、ご協議をお願いしたいと思います。

会議規則の改正についてですが、お手元の資料をご覧くださいながら少し説明をさせていただきますと思います。

今回より電子表決システムを導入するにあたり、新しい改正しようとするところの2番のところなんです、電子表決システムによる表決を行う場合には、問題を可とするものは賛成のボタンを、問題を否とするものは反対のボタンを押すものとする。ただし、表決の確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタン、または反対のボタンのいずれも押していないものは、棄権したものとみなすというふうになっております。括弧書きで、反対のボタンを押したものとみなすというふうになっておりますが、特にこの点について、協議をしていただきたくと思いますが、何かご意見はございませんでしょうか。

谷口議長。

○議長（谷口 整） 反対と棄権というのは、基本的にやっぱり違うと思うんだけど、これ反対のボタンを押したものとみなすという項目を入れるということですか。

○委員長（馬場 哉） 入れるかどうかというところを協議したいと思っているんですけど、今回についてはこのただし書については、申し合せ事項として、会議規則の中には反対のボタンを押したものとみなすという文面については、入れないというふうに事務局とも相談をしております。

○議長（谷口 整） 次に、入れないということやね、まず。

○委員長（馬場 哉） そういう案を持っております。

○議長（谷口 整） 一応考え方、それはそれで当然だと思います。

次に、棄権と白票と退席の扱い、ここらも今のシステム上、それが反映されていないので、そこらのことも、ちょっとやっぱり退席いうのと白票いうのが意味合いが違うと思う。だから、そこらの整理もどう考えるかなんやけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（馬場 哉） その点につきましては、谷口議長のおっしゃるとおりで、基本的には退席と白票は違うというふうな認識は事務局でも相談をしておりますが、退席については賛否、いわゆる表決に加わらない。白票については、どちらともいえないという部分でいくと、態度が全然違いますので、その点については、電子表決システムを導入する以上は、必ずもちろん通常の表決でもそうですけれども、態度を表明しなければな

らないというのは常でございますので、そこについては、引き続き全員協議会等々で協議をいただきたいと思いますけれども、今回も会議規則の変更につきましては、押さない場合には棄権したものとみなすというところはいこうかなという思いですけれども、事務局でも他の市町のことを聞いていただいておりますので、少し補足説明で事務局長からお願いできますでしょうか。

矢野事務局長。

○事務局長（矢野里志） ちょっと資料のほうの間合わなくて申し訳ないんですけども、そちらに会議規則のほうを今、付けさせていただいております。

表決につきましては、起立の表決というのと投票の表決と簡易表決と3つのやり方がある形になります。

今回改正をさせていただくのは、原則起立になっている表決のところを電子表決にしますという改正にしております。市町村によれば、起立によって表決をするということで、ただし書で電子表決を導入をするという市町村もありますが、本町の場合は、もう電子表決システムによる表決という形で今回の改正をさせていただこうと思います。そこに、先ほどありました2番のところの部分でございますが、賛成の場合は賛成のボタンを、問題を否とする場合は反対のボタンを押すものということで書いております。

ただし書の部分につきまして、今回書かせていただいておりますが、この部分につきましては、先ほど谷口議長のほうからもお話がありましたように、ちょっとかなり意見、賛否分かれるところがあります。取り扱いがかなり、それによって変わるところもありますので、今回の改正につきましては、このただし書以降はちょっと削除させていただきまして、改正のほうさせていただきまして、ただし書以降につきましては、委員長おっしゃられたように議員協議会なり全員協議会のほうで、協議を申し合せなりで決めていきたいというふうに考えております。

○委員長（馬場 哉） ありがとうございます。

今、説明をしていただきましたけれども、条文で言いますと、棄権したものとみなすというところで表記については止めまして、ただし表決の云々以降につきましては、全員協議会で協議をした後に改正の最終的な案をつくり上げていきたいというふうに考えております。

私たちの議会、我々も1年生の議員もたくさんいますし、新しい新任の議員さんもたくさんいらっしゃることでございますので、この件については時間をしっかりかけまして、全員協議会で事務局等の説明も頂戴しながら、しっかりと議論をしていきたいと

いうふうに考えております。それまでに、少し他市町村の状況も事務局調べていただきながら、そのときにしっかりと皆さんに説明できるようにしたいと思っております。

ほかにございませんでしょうか。この点につきまして。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) この内容でよければ、12月3日の議員協議会で協議願うことと先ほどから申し上げましておりますようにしたいと思っております。

また、12月16日の議会運営委員会で確認を行いましまして、最終日に議会運営委員会委員長名で提出することとしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) ありがとうございます。

それでは、今後の日程でございますが、12月16日水曜日午前10時から議会運営委員会を開催したいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

その他、12月定例会について何かございませんでしょうか。

谷口議長。

○議長(谷口 整) ちょっと3点ほど気になる点がありますので。

まず、今の電子表決のときに話をしてもよかったんですけども、この前の臨時議会においても、押し間違いで白票が出たんです。これは何も本人さんは意図がなかったようですけども、システムの不慣れなこともあったりであったんですけども、今のシステムで、自分がどちらを押したかというのは手元では分かるんですけども、最終どの議員が今何を押ししているか、事務局は分かりますけれども、モニター上はそれが反映されないんで、できればシステムを改良することによって、できる、できひんはちょっと分かりませんが、まず手元で操作した、それがシステムに反映されている、そうしたら私のほうから押し忘れはございませんかという、そんなコールも要らないし、一目瞭然で分かるんで、もし、あれちょっと違うな、まちごうてんなどと思えば、何かこれでよろしいかが、しばらく間を置くか、挙手の場合だったらそれができるんやけれども、結果も最終確定の画面にしか映らへん。そこらの課題があるんやけれども、そこら辺が物理的にできるんかできひんかは分かりませんが、改善の余地はあるのかなというふうに思います。それはいかがでしょう。

○委員長(馬場 哉) 矢野事務局長。

○事務局長(矢野里志) 今、谷口議長おっしゃっていただきましたことにつきましては、太田係長のほうでは今、その採決の画面が見れる。ただ議長席ではそれが見れないとい

うことでございますので、太田係長のところの画面が議長席で見れるような形で今、検討をさせていただいているところでございます。

○委員長（馬場 哉） 谷口議長。

○議長（谷口 整） 議長席じゃなく、全体のモニターを私は言うてるんで、私が見ればいいということではなく、押した本人も、あれ、ちょっとまちごうてんとか、それはここを見たら分かるみたいやけれども、それでいいんかということ言うてるんやけれども。

○委員長（馬場 哉） 事務局長。

○事務局長（矢野里志） システム会社のほうに確認をさせていただきますと、議場のモニターには出力はできないということの回答でございました。

○委員長（馬場 哉） 谷口議長。

○議長（谷口 整） となれば、これも金かかるんかもしれんけれども、各議員の議席のところに議長と同じ個別のモニターを置いておくとか、そのところは、ボタンを押される議員が、いや、そんなんしてもらわんでも私は大丈夫やということならそれでいいんですけれども、たまたまこの間、そういうことがあったんで、これ、結果として議会だより等に出てくるんで、なんでお前反対したんやとか、まちごうてる場合には、白票やったとか、そこら辺はやっぱり追及されるのは個人なんで、何かいい方法はないかなというふうに思ったんですけれども、今ここで答えられへんと思うんで、ちょっとそういう課題あるというのは皆さん認識をしていただきたいなということです。

○委員長（馬場 哉） 引き続き、事務局とも相談して進めていきたいと思います。

○議長（谷口 整） 次に2点目、これも今回、予算特別委員会の設置は日程に上がっておりますけれども、この間、議運のほうでいろんな議会の活性化に向けた取り組みをやってもらっております。

今回、町議会議員の選挙の公費負担の補正予算も出ているわけです。これは町長選挙とセットなんで、今回やるとすれば、町長選挙をにらんで12月に議決をせんことには間に合わへんということなんです、この間の町議会議員選挙、当初は定数割れかとか言われながら、最終無投票ということになったので、無投票が民意を反映されていないかという、これも民意なので、そこはちょっと必ずしも民意を反映されていないとは言えませんが、ただ、選択肢は狭まっているというようなことの中で、いろいろとそういう批判的な意見があって、今回、町議会が新しく議員が変わったと。そのときにきて、次の選挙から公費を投入しますと。

確かに供託金ができるということで、いわゆる泡沫候補的な人が増えることが抑制できるという意味においては、意味があるんですけども、ちょっと住民感情からすれば、それだけでもって、一定、この間の整理になるんかというようなことには決してならへんと思いますので、できれば議会の活性化委員会、以前作られていた、それを今回立ち上げて、4年間かけて次の選挙に向けていろんな議論をしていく。その一つとして、この今回の補正予算があるというふうにするべきじゃないかなということを思っているんです。

これはこの間、時間がなかったんで、議運の委員長なり事務局とその話はできていなかったんで、もし立ち上げるとするならば、今回、日程追加になるのか何か知りませんが、やっぱりやっておかないと、片一方の補正予算だけでいいのかなということを思ったんで、ちょっとそこで、皆さんのご意見も聞いていただきたいというのが2点目です。

もう一点、3点目、幹部職員がひと月以上、今、休まれております。聞けば年休処理ということで休まれているようですけども、それはそれで、それはちょっと置いておいて、町の幹部職員が、理由はどうかは知りませんが、ひと月以上空席になっていて、それで町の行政が回っていくんかということもありますんで、そこらのことについて、それなりの説明をしてもらうべき。町としての説明責任。

また、一般住民さんからも、いろんな声が聞こえてまいりますので、議員、私の場合ですが、議長、お前これ知ってんのかと、どうなったんねんと既に十数人の人からそんなことを聞かれておりますので、今の現状がいいんかどうか、ここらについて、前の任期の議員には、一定今の状況の説明はありましたけれども、新しくなった議会の中ではまだそこらの公式な説明もないと。この辺りについても、何らかの報告をしてもらいたい。やはり、議会はチェック機関ですので、まずそういう情報も入れていただく。そんな中で、今のこの件についても、ある程度の知り得る範囲での情報等も提供していただくことと併せて、組織的にそれでどうなんだということについても考えていただきたい。これが3点目、以上です。

○委員長（馬場 哉） 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前11時04分

○委員長（馬場 哉） では、休憩前に引き続き、議事を再開をしたいと思います。

先ほど、谷口委員からの提案がございました1つ目、表決システムの改修につきまし

では、ただいま事務局等とも相談をしております、改修の方向で検討をしているところでございます。

それから、2つ目の議会の活性化委員会の立ち上げにつきましては、12月3日の全員協議会でお諮りをさせていただきまして、活性化委員会等の立ち上げを本12月議会におきまして決議できるように、事務的にも進めてまいりたいというふうに思っております。

もう一回、暫時休憩します。

休 憩 午前11時06分

再 開 午前11時06分

○委員長（馬場 哉） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

3つ目の長期休暇している職員のことにつきましては、副町長に確認をさせていただいたところ、しっかりと行政の組織として対応するということでしたので、以上でよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、定例会については、これで終了いたしたいと思ひますが、何かございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 続きまして、日程第2、その他でございませうが、何かございませうたら発言をお願ひしたいと思ひます。

ございませうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） それでは、私のほうから、お手元にお配りをしております資料につきまして、少し委員の皆さんにお諮りいたしたいことを申し上げたいと思ひます。

資料につきまして、書いてありますが、2番目のところでございますけれども、前議会より継続審議ということで議運でお預かりをしているところでございますけれども、一般質問における時間制限の導入と、質問回数制限の撤廃についてですが、ここで案といたしまして、一般質問において当局とのやりとりを含め、持ち時間を40分前後とする。また、現状1問につき質問できる回数が3回とされておりますが、この回数制限を撤廃するというところをご協議いたしたいと思ひます。

議会運営委員会で、今、皆さんのご意見を頂戴して、方向性を確認をさせていただいて、全員協議会で報告をさせていただいた後に、3月議会ぐらいから試験的運用を目指したいというふうに考えておるところでございますけれども、これについては何か委員

の皆さん、ご意見はございませんか。

谷口議長。

○議長（谷口 整） 40分ですけれども、「おおむね」という言葉を入れておけば、別に40分が45分になっても、これはそこまでぐらいまでやったらいいのかなと思うんです。そうすることによって、モニター表示、こんなのする必要ないと思うんです。それを本人が時間をきっちりと管理すればいい問題なんで、自分が質問始めた時間分かるんで、ぼちぼちやな思うて、それで切るようにする。それが故に、先ほど言ったように「おおむね」ということならば、45分になってもそれでいいし、それが40分前で終わってもいいし、システムを改良してまで表記する必要があるのかどうか、するんやったら、もうそれはきっちりと40分経ったら打ち切ってしまう、そんなことになるような気もするんで、時間の管理は本人で、「おおむね」表記でどうでしょうか。

○委員長（馬場 哉） システム、時間の表示の件ですね。

矢野事務局長。

○事務局長（矢野里志） 新議場システムにつきましては、一般質問の時間のカウントというのが今できるような設定となっております、時間を設定すると、カウントダウンをしていくような今、標準にそういうシステムにはなっております。

以上です。

○委員長（馬場 哉） 谷口議長。

○議長（谷口 整） システム的に可能やったら別に、それはそれでやっていったらいいのかなと思うんですけれども、ただ、時間やからといって切るといのはどうかかと。多少の幅持たせて、「おおむね」表記でいったらどうかと思います。

○委員長（馬場 哉） ほかに何かご意見ございませんか。

山本委員。

○委員（山本 精） 言われたようにおおむねというか、40分を目処にという形でカウントダウンしたとしても、そこで別に切らなくてもそこで終わったら終わるという形にするというのは賛成です。

○委員長（馬場 哉） ほかに何かご意見はありませんか。

谷口議長。

○議長（谷口 整） 今度議長の立場で言いますと、一応カウントダウンがして、0になって、まだ喋ってはいたらもう切れた段階で、そのところはもう時間がきていますぐらいは議長として言うのは、これは言わんなんのかなと思ってます。ただ、今言うたよ

うに、質問の途中でぷつと切るようなことはしてはならないというふうに思っています。

○委員長（馬場 哉） ほかに意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようですので、この点につきましては、3日の全員協議会で他の議員さんにも、導入していく方向をお願いをさせていただくということで報告をしまして、いきなりじゃなくて、しばらくちょっと試用期間も含めて、後にこれは条例改正が伴いますので、対応をしていきたいというふうに考えております。

以上でよろしいですか。

それから2つ目ですが、委員会室でのタブレット、またはモバイルパソコンの使用についてでございますけれども、現状、委員会室におきましては、携帯品であります、もちろん携帯電話もそうですし、タブレット、モバイルパソコンについては持ち込みができないというふうになっておるところでございますけれども、この点につきましては、様々なほかの議会でも導入をされているという事例がございますので、本会議場では使用については引き続き認めませんが、委員会室においては認める方向で議員の皆さんに報告をして諮っていききたいと思っておりますが、これについて何かご意見はございませんでしょうか。

谷口議長。

○議長（谷口 整） 本会議場と委員会室の区別はどこからくるんですか、まず。

○委員長（馬場 哉） 本会議場では使われないというところと、委員会室では使えるという区切りですね。ここは特に認識は、何でそうなったか分からないんですけれども、他の市町村でも、委員会室では使えるけれども、本会議場では使えへんという、その事例を参考にしてというところがございますので、別に本会議場で使うということでもええのかなというふうに思いますけれども、他所がそういうものでありますので、それに倣ってというところがございます。

谷口議長。

○議長（谷口 整） ちょっと何か説得力が非常に乏しいんですけれども、時代の流れというか、やはりこれだけいろんな情報があふれている中で、いつまでも駄目だというのはどうかなと思うんですけれども、ただ、例えばタブレットを公費で各議員にそれ用に支給している、それを使うというならばまだしも、個人のを持ち込んで、委員会室でちょこちょこやっておって、何をしているのか分からん。極論すればメールなりラインや

ったりしていることも十分考えられるわけです。そんな意識の低い議員はいいひんと思えますけれども、ただやっぱりそんなこともあるんで、私は基本的には現時点では反対です。

片一方、委員会だけを認めて、本会議を認めない、これもちょっとおかしいんで。よそはよそでどういう考えでやっておられるかは知りませんが、まだ時期尚早というふうには個人的には思います。

○委員長（馬場 哉） 今、谷口議長から時期が早いのではないかという話もございましたけれども、ほかの委員の皆さん、ご意見はございませんでしょうか。

山内委員。

○委員（山内実貴子） 私も最近のいろんな議会でのそういうモバイル機器の導入というのは必要なのかなと思いますが、先ほど議長も言われているように、ここでは駄目でここではいいというのは、ちょっとなかなか難しいなというところは思っています。

やっぱり、個人の持ち込みとなると、ほんまにいろいろなものがあって、なかなかそれはどうなんっていうことも出てくるのかなと思ったりもするので、ある程度一定、もし持ち込むのであれば、言われているように同じものというか、みんなが理解しているものということにしていきたいなとは思っています。

○委員長（馬場 哉） ほかにございませんか。

山本委員。

○委員（山本 精） タブレットを利用するということに関して言えば、そんなに反対もしないんですけども、ただ、その目的が、どうしてそういうことをするのかという目的がはっきりせんと、あかんのかなと。ペーパーレスを考えたのか、そのものもタブレットでやっていくとか、そういうことを考えているんやったら、それはそれで賛成もできると思うんですけども、その辺がはっきりしていないと、ただ単にタブレットを持ち込むというか、利用するというだけでは、今のところスマホなんか使われているわけであるんで、その辺も含めて考えなあかんかなと思いますけれども。

○委員長（馬場 哉） ほかにありませんか。

浅田委員。

○委員（浅田晃弘） どういうんですか、何に対して利用するのかという、今言ったようなこともありますし、例えば関連している事象はないかというようなことで、タブレットでWi-Fi使って調べるとか、そういうようなことがあれば便利やなというようなことにつながるのかもしれませんが、やはり委員会にしても何にしても、議案も

らって、それに対しての意見を述べる、また話、協議をしていく、そういうところに、前もってやっぱり予習言うたら変ですけども、前もって調べておくというようなことが特に必要な議員の活動であると思いますので、すぐに必要なと言え、私はすぐに必要ではないのと違うかなと、今までどおりでいいのかなという思いはしております。以上です。

○委員長（馬場 哉） ありがとうございます。

委員各位より、様々なご意見頂戴しましたが、これにつきましては、前議会から認めたらどうやという話もございましたので、私、委員長にならせていただいて、引き続き協議をしていきたいということで、ここに今日書かせていただきました。

ペーパーレスも含めたタブレットの議会を進めるという話は、予算的にもまだ全然検討にも入っていない段階ですので、そこはちょっとまだ可能ではないというふうに私も思っております。

それと、このモバイル等の携帯品の使用については、主に資料を参照するという形で使用される議員さんが、他の市町村でもおられるという事例も聞いておりますので、そういうことで前議会でも出てきた話やと思います。けれども、今日の各委員さんの話を総合しますと、ちょっとまだ時期尚早ではないかという話でございましたので、ひとまず、この議運では少し導入をというか、認めることを先延ばしするという結論にさせていただきます。一応前議会からの引き続きの検討事項でありますので、全員協議会で少し出していただいたらというふうに思いますけれども、議運では少しここを認める点については、引き続き協議をしていくということで、結論としたいと思っております。

以上でございます。

このほかに何かございませんでしょうか。

谷口委員。

○議長（谷口 整） 3の2月に実施する議員懇談会。

○委員長（馬場 哉） それについては後で。

ないようでございますので、定例会に関するの議会運営委員会を一旦終了したいと思います。

当局の皆さんにあつては、大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

それと引き続き、議員のみの協議としたいと思っておりますので、暫時休憩をさせていただきます。

休 憩 午前11時22分

再 開 午前11時32分

○委員長（馬場 哉） 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

それでは、引き続き議員のみの協議をしたいと思います。

まず、資料をご覧いただきたいんですけども、議会運営委員会の協議内容の1番目ですけども、これにつきましても、前議会より継続協議というふうに私は承っております。議会だよりの一般質問ページの半減についてでございます。

現状、議員の一般質問の記事については、1人につき1ページを確保しているが、半分にしたかどうかという点につきまして、前議会の広報委員会でもそんな話が出ておりましたので、これについては、この議運で皆さんにはご意見等頂戴しまして、出てきた内容につきましては、広報委員会の正副委員長に打診をして、全員協議会で提案をするというふうな流れでいければというふうに考えております。了承を得れば、この12月議会号から適用をしていくということで考えておりますが、この点について委員皆さんのお考えを頂戴したいと思います。

山内委員。

○委員（山内実貴子） いろんな部分で削減ということも議論されてきたんですけども、私は一般質問に関しては、1人1ページというのを、やはり一つの大事な発信場所なので、1ページでとは思いますが。

○委員長（馬場 哉） ほかにございませんか。

浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 前広報委員長という立場もありますけれども、次からやっていくというのは早急すぎると思いますし、できたら今年度中はこのままいったほうがええんじゃないかなと思います。

というのは、新しい広報委員さんになっておられますので、やはり今までのやり方でやっていって、その中で、それが半分でええのかどうなのかというのを一回作ってもらった上で、一般質問の半減、そちらのほうを考えてもらったほうがええんじゃないかなと。

もう一つは、それをもし半ページにするについて、今度はQRコードですか、そこでそういう全部が見られるようなページにとぶとか、そういうようなシステムが可能であるならば、そうしたらそれを半分にしても、議員がやっている、行った一般質問を全部読めるようなことにつながっていくと思いますんで、それは写真撮ってアップして、そういう答弁書を議員さんがまとめてそこへ出すということでもええとは思うんで、いろんなやり方があると思うんですけども、そんなことにもできるんじゃないかなと思

ますし、半減になっても違う手立てを考えていくなり、これはやっぱり広報委員会にこれかけてもらって、どうなんやっていうことをやはりやってもらうほうがええと思うんです。やはり1回なり作っていただいて、自分たちの手で作っていただいた上で半分にしていとか、いろいろ考えていただいて、そしてやっていくほうがいいんじゃないかなと私は思っております。

○委員長（馬場 哉） ほかに。

藤本委員。

○副委員長（藤本英樹） 僕もずっと広報委員してまして、1ページを半分にすると、結局今までだったら、一般質問で2問質問していた分の2問載せようと思ったらかなり削らなあきませんし、1問しか載せられへんような状態になってしまうのかなど思ったりするんですけれども、それだったら、なかなか編集もかなり難しくなるんちゃうかなと思ったりするんです。

今ここで協議しているんじゃなくて、やっぱり編集するのは広報のほうの委員会なんで、広報委員のほうにこのことをちょっと打診して、1回広報のほうの見解を確認しなあかんのちゃうかなと思うんですけれども。

以上です。

○委員長（馬場 哉） 山本委員。

○委員（山本 精） 今、藤本委員言われたように、ちょっと順番が逆かなと思います。

広報のところで少し論議してから全体で出していくという方向でいってもらったら、その半分にするかとかも含めて、それは検討されていくと思うんです。ここに書かれている、これ、逆かなあと思います。広報のところで論議してから全体に出していきいいのかないかなと思いますけれども。

○委員長（馬場 哉） 山内委員。

○委員（山内実貴子） 今までもそんな話……

○委員長（馬場 哉） 出ています。

○委員（山内実貴子） 出ている。何回も話ししているけれども、1ページということできてきたという経過もある。そこは、どちらがどちらということではないのかなとは思いますが、一回、広報委員会の中でもその話をしてということは必要だと思います。別にそれが後先とかいうことではないと思いますけれども。

○委員長（馬場 哉） 私も前広報委員会やったんですけれども、今、山内さんがおっしゃったように、前広報委員会の中でも、それぞれ議員が報告書を出したり、いわゆる発

信についてはされておるので、今回新しい議員さんで構成される議会でもありますし、いわゆる議会経費の面からも、いわゆる削減をある程度できるところはやっていかなあかんという事実もあるので、そういうことも鑑みて、前委員会、広報委員会で、引き続き半減については広報でも相談していこうという話が出ていたと思います。それを議会運営委員会委員長として受けて、今回、広報委員会さんのほうに内々に委員さんも含めて、実施できるかどうかの可能性を内々に打診をして、いけそうであるならば、しばらく猶予期間をおいて、実施できる方向にしましょうかということをお諮りさせていただいているので、今、山本委員もおっしゃいましたように、ちょっと広報委員会でも可能かどうかを少し皆さんで相談をしていただいたらというふうに思います。

それでよろしいでしょうか。

山本委員。

○委員（山本 精） これから始めるので、そんなことも含めて私も考えなあかんと思いますので、この辺をまずやっていこうかなというふうには思いますけれども。

○委員長（馬場 哉） 議運としては、そういうふうなこともいろんな方向性がある中で、半ページにすることもできるんじゃないかなというふうなことも、話も出ておりましたので、広報のほうで少し検討してくださいというお預けを議運としてさせていただくということで、引き続き広報のほうでも委員さんも含めて相談をしていただきますか。

では、よろしくをお願いします。

議会だよりについては以上でございます。

続きまして、住民と議会の懇談会についてですが、資料でいきますと、3番であると思います。

前議会につきましては、各年2月に実施をしている議会と住民との懇談会ですが、前3回については、住民の方々とワークショップ形式で実施をしてきましたが、テーマ、時間配分等の難しさがあり、議員、今回構成変わりましたので、今回から別の方式にすることができないかということで、検討する、また今までどおりにワークショップ形式でやったほうがいい、またほかにも住民と議会の懇談会の開催の形式等々について、他のやり方があるのかということで、今回ご相談をさせていただきたいと思います。

この下に議会懇談会の案ということで、私のほうが他市町村の事例をちょっと調べた上でここに書かせていただきましたけれども、毎年1月に本町の維孝館中学校の3年生がまちづくり事業を実施されております。これにつきましては、地域の大人の方々の協力により実施をされておりますけれども、そこへ議会として議員が出向くという方法も

ありますし、また中学生のワークショップに協力しながら、中学生の主権者教育を進めていくという方向ではありますけれども、教室に大勢の大人が入ることについては、現状コロナ等々もあり、今年については実施が大変難しいのかなというふうに思っています。

そこら辺の点を含めて、中学校に確認をしたい点がありまして、お隣の京田辺でもされているそうですけれども、全国の主権者教育の内容として、町の学生など、若い人たちに町の施策について議会に質問をしてもらうという形式ですけれども、京田辺で言いますと、キララ議会と言うんですか、議場において答弁席に議員役である、本町の場合は中学生ですけれども、中学生が質問に立っていただいて、その質問に答える答弁席については、本来ならば当局側ですけれども、その答弁に答える部分を議員が行うというふうな議会をほかの市町でも開催をされているところがあります。

中学校で行っているまちづくり事業のワークショップで出てきたアイデアを議会に投げかけてもらうということにより、若い人たちが、いわゆる自分たちの住むまちづくりについて真剣にもう一步踏み込んで考えてもらう、また主権者教育の柱として、議会として対応できる案として、この案を今回提案をさせていただきたいというふうに考えております。

このような方式を全3回のワークショップとちょっと切り口を変えて行ってはどうかというふうに私のほうから提案をさせていただきますが、この点につきまして、また他の方法につきまして、委員皆様のご意見を頂戴できればなというふうに思っております。

何かございませんでしょうか。

浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 今、案を示していただいたわけなんですけれども、隣の京田辺市で実施しておられるらしいんですけれども、これやるまでに1年間の期間があったように思うんですけれども、私ら議員になって、それでワークショップ始めるまで1年間の期間があったように思うんですけれども、その間に京田辺にも何か、そういう報告会に参加した、見学に行ったというという経過あります。

その中で、京田辺市はその報告会もするし、それから中学生のそういう取り組みもやっているのか、2つやっているのか、もう中学生だけで終わっているのか、そういう調査もすぐできると思うんですけれども、そういうことも必要やと思うんで、また違う、もっと画期的なことをやっているところもあるのではないかなと思うのもあるんで、もしあれやったら、活性化委員会が設置するということであるならば、そういう活性化

委員会に、そういう事業の見直しみたいなことをしていてもいいんじゃないかなと思います。やっぱりなったところで新しい議員さんも増えておりますから、1年間の余裕をもって次に、1年後に取り組む等も考慮しながら、やっていったらええの違うかなと思います。

以上です。

○委員長（馬場 哉） ほかに意見はございませんか。

藤本委員。

○副委員長（藤本英樹） 今の浅田委員のお話とほぼ同じなんですけれども、確かこれ、昨日か今日の京都新聞に田辺のほうの議会報告会の内容が書いてたんじゃないかなと思うんですけれども。それで、これから議会活性化委員会を立ち上げるんやったら、それこそ、そういう住民と議会の懇談会の在り方とかも、そちらのほうの委員会で協議して、どうしても今年はコロナの影響もありますんで、しようと思ってもちょっと無理じゃないかなと思いますので、ちょっと一度その辺じっくり考えながら、どうしたらいいかというのを検討していったらどうかなと思うんですけれども。

以上です。

○委員長（馬場 哉） ほかにございませんか。

山内委員。

○委員（山内実貴子） そういうふうに全議員が参加して、議会報告会という感じの懇談会という形とってきましたけれども、私はそもそも、そういうところに来ていただくのも一つなんですけれども、やっぱり前、常任委員会が、自分たちがどこかに出向いてという形のことやっていたけれども、そういう形も必要なかなとずっと思っています。ただ、今こんなにコロナの時期なので、なかなか人数制限もされながら、いろんなことをされているので、それが可能かどうかどうかというところ、ちょっと見て、そんなに急に、毎年やっているからどうこうじゃなくて、できればどうかなという話は聞きにいったほうがいいと思いますので、先ほど言われているように何かしら、そういう協議の場を何回か持ったほうがいいんじゃないのかなと思います。

○委員長（馬場 哉） ほかにございませんか。

今、委員各位から様々な意見を頂戴して、前議会に引き続き、2月に実施するということであれば、もう早速手続きに入らないいけない時期にありますので、ちょっと今回諮らせていただくことになりました。委員の皆さんからご意見出ていました議会活性化委員会を設立する方向でありますので、この住民と議会の距離を狭めるという意味の様々

な取り組みについては、仮称ですけれども、議会活性化委員会のほうで、まず1番目にこの点協議をしていただくということで議運としてはお願いして、活性化委員会の中で検討していただくということで、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) ご意見がないようでございますので、その方向で進めていきたいと思えます。

それから、3つ目の会派についてでございますけれども、この会派につきましては、特に資料は……。資料は届きましたでしょうか。

会派につきましては、新庁舎に移るときに、将来の会派の構成を含めて現状部屋割りをしている状況でございます。

しかし、前議会でも会派について具体的に踏み込んで協議をしたという場面もなく、私の認識では、これと同じようないわゆる方向性について、考え方についてという紙を配っていただいて、全員協議会等々でも皆さんの意見を頂戴するという機会がまだ未だ設置をできていないというふうに思っています。

会派について、今後の進め方等々につきましても、少し皆さんのご意見を頂戴をしまして、全員協議会でも報告をしなければいけないですし、特に新しい議員さんも、私たちが会派については新しい議員の1人になるかと思えますけれども、全く勉強不足で、少し事務局も大変かと思えますが、ちょっと今後、会派については、そういう会派を設置した上で議会を進めていくという方向でいくのか、そういうことを含めて、少し皆さんのご意見を頂戴できればなというふうに考えております。

山本委員、何かございませんか。

○委員(山本 精) あったほうがいいのかないかなという思いも持っているんですけども会派そのものはね、ただ、今、現状で言えばきちんと政党の手続きとってるのは我々と公明党だけなので、後は無所属で会派というか自民党系とか民主党系とかなってると思えますけれども。その中で、きちんとやるべきかどうかというのは、我々だけの判断ではできないのもう少し議論して、全員で協議しなあかんとは思えますので、その中でやるかどうかというのを決めていってもらってもと思うんですけども。

○委員長(馬場 哉) ほかに。

浅田委員、どうですか。

浅田委員。

○委員(浅田晃弘) いろいろこれまでの間、会派いうことでいろいろ進めていますけれ

ども、それでまた部屋割りなんかもそれで考えてきたわけですから、やはりこれは実現する方向でやってもいいのかなとは思いますが。

ただ、1人会派とか1会派とか、そういうようなことにもつながっていくと思いますんで、その辺りの考え方なりを整理してやっていく必要があるのではないかなと思います。その辺がクリアできたら、そういうこともやっていく必要があると思います。

以上です。

○委員長（馬場 哉） ほかに意見はございませんか。

藤本委員。

○副委員長（藤本英樹） 私も、多分今でも一応、共産党系の議員さんと自民党系の議員さんというので、それで1つはまとまっていくとは思いますが、どうしても無会派の議員さんをどうしていくかとか、公明党さんをどうしていくかと、1人で会派を認めるとかっていろいろ問題が今後出てくると思うんですけれども、その辺も含めて今後検討しながら、会派はつくっていくべきやとは思いますが。

以上です。

○委員長（馬場 哉） ほかに何かございませんか。

山内委員。

○委員（山内実貴子） 一口で会派と言ってもいろいろな考え方があって、ちょっとこれをもう一回勉強せなあかんと思うんですけれども、基本的に1人会派というのはおかしいとは思っていて、ただ自分が1人しかいない政党なんで、それもちょうどどうかなとは思いますが、ただ、1人会派というのはなかなか難しいかなと思います。

でも、だからといって多数派ばかりの意見もいいことではなく、やっぱりみんなはみんな、ほんまに12人しかいない人数の中では、なかなかそれを全部のところには会派制を持ってきて、全てのの運営を会派でということに関しては反対なんですけど、若干何かしら、それで話し合いの場であるとか、そういうことの活性化というか、運営上うまくいくようなことになるのであれば、一定必要なかなとは思いますが、ただそれで全部いくというのに関してはすごく疑問は、この議会でそれでいくというのはちょっと疑問があります。今はそういうふうなことしか、ちょっとなかなか言い切れません。

○委員長（馬場 哉） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

谷口議長。

○議長（谷口 整） 会派についてはいろんな考え方があって、とりわけ、うちは導入し

ていませんけれども、政務活動費絡みで結構会派をつくっているところもあるんです、現実問題。それがために、1人会派も認めているというようなこともあるし、そこはうちの場合は、そういう政務活動費絡みじゃないんで、純粹にやっぱり考え方の近い者が会派を組んでやっていこうということで、逆に会派をつくります、会派ということの規則なりがあっても、いやいや、私は会派に属しませんとという選択肢もあるんで、そこは会派で全部は全部できひんからやめときましようという議論にはならへんのかなと思うんですよ。

メリット、デメリット当然あるし、例えば、この前の議長選挙に見られるように、事前に全ての議員と調整をしながらやっていて、その場で意見を言わずに、それはそれでええねんけれども、その後、投票の前、あのとき意見言えへんかったけれども、やっぱりちょっと考え方が変わったんで白票を投じますという、そういう説明責任すら、ここで議員でやっておれば果たせていない。恐らく会派組んでやっていたら、お前何をしてんねんというようなことにもなるし、そんなこと、また本会議で最終議決をするときに、前日の議運でそれぞれの会派の態度を確認しておけば、口述も非常につくりやすい。その当日の表決のときの議会運営もやりやすいとか、いろんなメリットがあるんですよ。

1人会派云々の話が出ましたんで、これは私のあくまでも考えやけれども、やはり政党、いわゆる国のほうの政党助成金の対象になる政党、その公認候補が1人であっても、それは1人としての会派は認めるべきやろうというふうに思っています。それが、いわゆる政治団体の公認であれば、そこはちょっと違うねんけれども、それともう一つ、先ほど言うたように入らないという選択肢もあるんで、そこらはだから前向きに考えてほしいなというふうに思っております。

○委員長（馬場 哉） ありがとうございます。

様々な意見を頂戴しましたが、何分、委員においても、まだまだ勉強不足でもありますので、会派についてはこのお手持ちの資料については、今後の全員協議会で同じように議員皆さんに配付をさせていただいて、様々なメリット、デメリット等々をまた少し時間をかけるかもしれませんが、相談をさせてもらって、将来は会派構成で議会が運営できるようにしていったらどうかという、そういうご意見が多かったと思いますので、その方向でできるように順次協議を、どの場で協議をするのか分からないですが、継続して議運としては協議をしていくという方向で、今日の場面は止めておきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 異議なしという声がありましたので、議員のみの協議の内容については、以上でございます。

長時間にわたりましたけれども、これをもちまして第4回定例会の議会運営委員会を閉会いたします。

皆さんご苦労様でした。ありがとうございました。

閉 会 午後0時03分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

議会運営委員会委員長 馬 場 哉